

作成日 2011年05月26日  
改定日 2017年12月28日

## 製品安全データシート

### 1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称 VP 1+2試薬(二)  
会社名 バイオメジャー・ジャパン株式会社  
住所 〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-7  
赤坂溜池タワー2F  
担当部門 薬事部  
電話番号 03-6834-2666  
緊急時の電話番号 03-6834-2718  
FAX番号 03-6834-2667  
推奨用途及び使用上の制限 試薬

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

物理的・化学的危険性 引火性液体 区分2  
自然発火性液体 区分外  
健康に対する有害性 急性毒性(経口) 区分外  
急性毒性(経皮) 区分外  
皮膚腐食性・刺激性 区分1  
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 区分1  
生殖細胞変異原性 区分1B  
生殖毒性 区分1A  
特定標的臓器毒性(単回曝露) 区分2(腎臓)  
特定標的臓器毒性(単回曝露) 区分3(気道刺激性)  
特定標的臓器毒性(単回曝露) 区分3(麻酔作用)  
特定標的臓器毒性(反復曝露) 区分1(肝臓)  
特定標的臓器毒性(反復曝露) 区分2(神経系)  
環境に対する有害性 水生環境急性有害性 区分2  
水生環境慢性有害性 区分外  
上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

#### GHSラベル要素 シンボル



#### 注意喚起語 危険有害性情報

危険  
引火性の高い液体及び蒸気  
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷  
重篤な眼の損傷  
遺伝性疾患のおそれ  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
腎臓の障害のおそれ  
呼吸器への刺激のおそれ  
眠気やめまいのおそれ  
長期又は反復曝露による肝臓の障害  
長期又は反復曝露による神経系の障害のおそれ  
水生生物に毒性

#### 注意書き 安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。  
 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。  
 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。  
 火花を発生させない工具を使用すること。  
 静電気放電に対する安全対策を講じること。  
 容器を接地すること。アースをとること。  
 涼しい所に置くこと。  
 容器を密閉しておくこと。  
 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。  
 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。  
 指定された個人用保護具を使用すること。  
 取扱い後はよく手を洗うこと。  
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
 環境への放出を避けること。  
 火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。  
 吸入した場合、新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。  
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
 直ちに医師に連絡すること。  
 曝露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。  
 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。  
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。  
 換気の良い冷所で保管すること。  
 施錠して保管すること。  
 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。  
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

救急措置

保管

廃棄

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
α-ナフトール	7%	C10H7OH	(4)-354		90-15-3
エチルアルコール	93%	C2H5OH	(2)-202		64-17-5

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)

エタノール(政令番号:61)(93.00%)

#### 4. 応急措置

吸入した場合

被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

直ちに医師に連絡すること。

医師の手当、診断を受けること。

皮膚に付着した場合

直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。

直ちに医師に連絡すること。

皮膚を速やかに洗浄すること。

皮膚を流水またはシャワーで洗うこと。

医師の手当、診断を受けること。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

眼に入った場合

直ちに医師に連絡すること。

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

飲み込んだ場合

医師の手当、診断を受けること。

直ちに医師に連絡すること。

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

医師の手当、診断を受けること。

#### 5. 火災時の措置

消火剤

小火災:粉末消火剤、二酸化炭素、散水、耐アルコール性泡消火剤。

使ってはならない消火剤  
特有の危険有害性

大火災:散水、水噴霧、耐アルコール性泡消火剤。棒状注水。

極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。

加熱により容器が爆発するおそれがある。

火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。

特有の消火方法

屋内、屋外又は下水溝で蒸気爆発の危険がある。引火点が極めて低い:散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には散水する。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。

大火災の場合、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。これが不可能な場合には、その場所から避難し、燃焼させておく。

消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

消火を行う者の保護

消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

#### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。

関係者以外は近づけない。

漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。

作業者は適切な保護具(8. 曝露防止措置及び保護措置の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

環境に対する注意事項	<p>適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。                  風上に留まる。                  低地から離れる。                  立ち入る前に、密閉された場所を換気する。                  環境中に放出してはならない。                  河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。                  希釈水は腐食性及び/又は毒性があり汚染を引き起こすおそれがある。</p>
回収、中和	<p>少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。                  少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。                  大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。                  大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる:しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。</p>
封じ込め及び浄化の方法・機材	<p>危険でなければ漏れを止める。                  漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。                  蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。</p>
二次災害の防止策	<p>すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。                  排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。</p>

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	<p>技術的対策 『8. 曝露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。</p> <p>局所排気・全体換気 『8. 曝露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。</p> <p>安全取扱い注意事項 使用前に使用説明書を入手すること。                  すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。                  周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止す容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。                  接触、吸入又は飲み込まないこと。                  空気中の濃度を曝露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。                  取扱い後はよく手を洗うこと。                  屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。                  この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。</p>
保管	<p>接触回避 環境への放出を避けること。                  『10. 安定性及び反応性』を参照。</p> <p>技術的対策 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。                  保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。</p>

保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。  
 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、適当なためますを設けること。  
 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設定を設ける。  
 『10. 安定性及び反応性』を参照。  
 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。－禁煙。  
 酸化剤から離して保管する。  
 容器は直射日光や火気を避けること。  
 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。  
 施錠して保管すること。  
 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. 曝露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(曝露限界値、生物学的曝露指標)	
		日本産衛学会 (2010年版)	ACGIH (2010年版)
α-ナフトール	未設定	未設定	未設定
エチルアルコール	未設定	未設定	TWA 1000ppm

設備対策  
 防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。  
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
 本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。  
 高熱取扱いで、工程で蒸気、ヒューム、ミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。

保護具

呼吸器の保護具 必要に応じて個人用呼吸器保護具を使用すること。

手の保護具 保護手袋を着用すること。  
 ニトリルゴム及び塩ビは適切な保護材料ではない。  
 ネオプレンが推奨される。  
 飛沫がとぶ可能性のあるときは、全身の化学用保護衣(耐酸スーツ等)を着用する。

眼の保護具 眼の保護具を着用すること。  
 化学飛沫用のゴーグル及び規格にあった顔面保護具を着用すること。  
 安全眼鏡を着用すること。撥ね飛び又は噴霧によって眼及び顔面接触が起こりうる時は、包括的な化学スプラッシュゴーグル、及び顔面シールドを着用すること。

皮膚及び身体の保護 保護衣、顔面用の保護具を着用すること。  
 一切の接触を防止するにはネオプレン製の、手袋、エプロン、ブーツ、又は全体スーツ等の不浸透性の防具を適宜着用すること。  
 しぶきの可能性がある場合は、全面耐薬品性防護服(例えば、酸スーツ)及びブーツが必要である。

衛生対策 取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

外観 物理的状态 液体

	形状	液体(5mlアンプル)
	色	データなし
臭い		データなし
pH		データなし
融点・凝固点		-114.5°C
沸点、初留点及び沸騰範囲		78.3°C
引火点		12°C(測定方法:不明)
燃焼又は爆発範囲	下限	3.5%
	上限	15%
蒸気圧		59hPa
蒸気密度(空気=1)		データなし
比重(密度)		0.793g/cm <sup>3</sup>
溶解度		水に混和する
n-オクタノール/水分配係数		データなし
自然発火温度		425°C
分解温度		データなし
臭いのしきい(閾)値		データなし
蒸発速度(酢酸ブチル=1)		データなし
燃焼性(固体、ガス)		該当しない
粘度		データなし
動粘性率		データなし

10. 安定性及び反応性

安定性	通常の条件においては安定である。
危険有害反応可能性	硝酸銀、硝酸水銀と反応して爆発性化合物を生成する。
避けるべき条件	高温の物体、火花、裸火、静電気火花。
混触危険物質	強酸化剤、硝酸、過塩素酸塩、過酸化物、アルカリ金属。
危険有害な分解生成物	一酸化炭素、二酸化炭素。

11. 有害性情報

急性毒性	経口	成分の急性毒性値は、 $\alpha$ -ナフトール 2380mg/kg、エチルアルコール 6200mg/kgであり、混合物の急性毒性推定値が5129.67mg/kgのため、GHS:区分外に該当する。
	経皮	成分の急性毒性値は、 $\alpha$ -ナフトール 880 mg/kg、エチルアルコール 20001mg/kg(仮定値)であり、混合物の急性毒性推定値が5229.44mg/kgのため、GHS:区分外に該当する。
	吸入(気体)	製品の形状がGHS定義による液体のため分類対象外に該当する。
	吸入(蒸気)	データ不足のため分類できない。
	吸入(粉じん)	製品の形状がGHS定義による液体のため分類対象外に該当する。
皮膚腐食性・刺激性	吸入(ミスト)	データ不足のため分類できない。
		$\alpha$ -ナフトールが区分1、成分濃度の合計が濃度限界(5%)以上のため、GHS:区分1「重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷」に該当する。
眼に対する重篤な損傷・刺激性		$\alpha$ -ナフトールが区分1、成分濃度の合計が濃度限界(3%)以上のため、GHS:区分1「重篤な眼の損傷」に該当する。
呼吸器感受性		データがなく分類できない。
皮膚感受性		データがなく分類できない。
生殖細胞変異原性		エチルアルコールが区分1Bで濃度限界(0.1%)以上のため、GHS:区分1B「遺伝性疾患のおそれ」に該当する。

発がん性 生殖毒性	データ不足のため分類できない。 エチルアルコールが区分1Aで濃度限界(0.3%)以上のため、GHS:区分1A「生殖能又は胎児への悪影響のおそれ」に該当する。
特定標的臓器毒性(単回曝露)	成分濃度が濃度限界(10.0%)以上の区分2の成分はα-ナフトール(腎臓)であるため、GHS:区分2(腎臓)「腎臓の障害のおそれ」に該当する。 エチルアルコールが区分3(気道刺激性)で、成分濃度合計が濃度限界(20%)以上のため、GHS:区分3(気道刺激性)「呼吸刺激を起こすおそれ」に該当する。(区分3(気道刺激性)と判定するに専門家の意見を聞いていない。) エチルアルコールが区分3(麻酔作用)で、成分濃度合計が濃度限界(20%)以上のため、GHS:区分3(麻酔作用)「眠気やめまいのおそれ」に該当する。(区分3(麻酔作用)と判定するに専門家の意見を聞いていない。)
特定標的臓器毒性(反復曝露)	成分濃度が濃度限界(10.0%)以上の区分1の成分はエチルアルコール(肝臓)であるため、GHS:区分1(肝臓)「長期又は反復曝露による肝臓の障害」に該当する。 成分濃度が濃度限界(10.0%)以上の区分2の成分はエチルアルコール(神経系)であるため、GHS:区分2(神経系)「長期又は反復曝露による神経系の障害のおそれ」に該当する。
吸引性呼吸器有害性	データがなく分類できない。
12. 環境影響情報	
水生環境急性有害性	α-ナフトールが区分1、区分1の成分濃度×毒性乗率×10の濃度合計が濃度限界(25%)以上のため、GHS:区分2「水生生物に毒性」に該当する。
水生環境慢性有害性	すべての成分がいずれも区分外のため、GHS:区分外に該当する。
13. 廃棄上の注意	
残余廃棄物	廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。
汚染容器及び包装	容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
14. 輸送上の注意	
国際規則	海上規制情報
	IMOの規定に従う。

	UN No.	1170
	Proper Shipping Name	ETHANOL
	Class	3
	Packing Group	II
	Marine Pollutant	Not Applicable
	航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
	UN No.	1170
	Proper Shipping Name	Ethanol
	Class	3
	Packing Group	II
国内規制	陸上規制	消防法の規定に従う。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	1170
	品名	エタノール
	クラス	3
	容器等級	II
	海洋汚染物質	非該当
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	1170
	品名	エタノール
	クラス	3
	等級	2
特別の安全対策		<p>輸送の前に容器の破損、腐食、漏れ等のないことを確かめる。</p> <p>危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。</p> <p>移動の際に、転倒、衝撃、摩擦、圧壊、漏洩などを生じないようにする。</p> <p>輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れを生じないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。</p> <p>運搬中の事故等により災害が発生した場合は、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。</p> <p>輸送時にイエローカードを携帯する。</p>
	緊急時応急措置指針番号	127
15. 適用法令		
労働安全衛生法		名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)(エタノール)
廃棄物処理法		危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4第1号)(廃油)(引火点70℃未満の消防法引火性液体)
消防法		第4類引火性液体、アルコール類(法第2条第7項危険物別表第1)
船舶安全法		引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法		引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
16. その他の情報		
連絡先		バイオメリュー・ジャパン株式会社
参考文献		NITE GHS分類公表データ EU CLP Regulation, AnnexVI CHEMWATCH社 GHS-MSDS RTECS(2006-2009)



bioMerieux sa 製品MSDS (2004/01/14)

記載内容は、一般に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、現時点における化学又は技術に関する全ての情報が検討されているわけではございませんので、いかなる保証をなすものではありません。又、注意事項は、通常の取り扱いを対象としたものであります。特殊な取り扱いの場合には、この点のご配慮をお願いします。